

令和4年第1回竹原市議会定例会議事日程 第3号

令和4年2月22日(火) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 宇野 武則 議員
- (2) 今田 佳男 議員
- (3) 竹橋 和彦 議員

令和4年2月22日開議

(令和4年2月22日)

議席順	氏 名	出 欠
1	金 森 保 尚	出 席
2	下 垣 内 和 春	出 席
3	今 田 佳 男	出 席
4	竹 橋 和 彦	出 席
5	山 元 経 穂	出 席
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
公 営 企 業 部 長	大 田 哲 也	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第3号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

---

#### 日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和4年第1回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番，宇野武則議員の登壇を許します。

13番（宇野武則君） それでは、一般質問を行ってまいります。

令和4年第1回定例会に当たり、改めて市長及び議会議員の法的職務権限について再確認し、市民の負託に応えてまいりたいと決意をいたしております。

市長は、市の代表者であり、予算、人事権、その他の行政運営に関する事務所管については全て市長の専権事項であり、何人とも不当に介入することは許されないものと理解いたしております。一方、議会議員は市民の代弁者であり、行政に対する監視議決機関であると認識いたしております。議会は、市長から提案される議案、予算に対しては幅広く、深く審議することこそ議会に付与された使命であると認識し、今後も市民福祉向上のため頑張ってまいりたいと決意いたしております。

私は、昭和57年11月に執行された市議選で初当選いたしました。昭和58年4月以来、市発注の公共工事に絡む談合事件が発覚し、市長関与が問題となり、翌59年になり市民による市長リコール運動に発展し、2年後の市長退陣のきっかけとなりました。私は、当時の市政の厳しい環境の中で学んだことは、法の遵守とともに市民が納めた税が市発展とともに市民福祉向上に正しく執行されているか常に意識し、議会活動に専念してまいりました。今後においても、市民の代弁者として常に自覚を持って行政に対しては是々非々の姿勢で議会活動を行ってまいります。

1点目の質問として、県合同庁舎移転問題について伺います。

県合同庁舎への市役所移転計画案は、小坂政司元市長において提起されたものと承知い

たしております。小坂政司元市長は、庁舎移転問題をはじめ法務局跡地の購入、子育て支援住宅、銀行跡地小公園等各種公共事業を途中で残され退任されたのであります。平成26年1月に就任された吉田市長によって、前任者が残された公共事業は全て完了したが、庁舎問題のみが残っていました。吉田市長、商工会議所山本会頭間で長期にわたり協議を重ね、平成29年8月に移転先を旧福社会館跡地とし、会員の賛同によって大筋合意されたもので、残された案件は条件のみでありました。

平成30年1月に、今榮市長就任、市長選では庁舎移転問題は明確に文書で訴えておられましたが、同年7月発生の豪雨災害復旧を優先に取り組み、その後財政問題が浮上、庁舎移転案は代案が示されないまま、令和元年9月に前吉田市長、山本会頭間の合意案は白紙状態で解除されたものであります。

市長選で発表された公約は、市長と市民との約束事であります。市長の政治責任は極めて重いと思いますが、市長の御見解を伺います。

庁舎移転合意案は、行政、経済界の両トップの合意であります。合意案を継続審議する選択は考慮されなかったのか、市長の御所見を伺います。

市長は、市職歴も長く、市役所の内情には精通されておられたと思いますが、公約作成に当たり市財政をどのように把握されておられたのか。あわせて、30年豪雨災害による復旧、復興費に支出された単市分決算総額と現在までに完成した事業、残事業について伺います。

次に、令和3年9月26日、中国新聞に「商工会議所事務所移転先、創建ホーム社屋を検討」と報道。県合同庁舎問題は、市、商工会議所との合意で協議されていると理解いたしておりますが、今回創建社屋への移転案はどのような経緯を経て発表となったのか、発表窓口は市長が行ったのか、市長の御所見を伺います。

次に、令和3年12月議会で、私の質問に対して市長は、合同庁舎移転に向けた道筋をつけることができたかと答弁、市長の道筋とは何を対象に取り組んでこられたのか、現在の進捗状況について市長の御所見を伺います。

次に、令和3年12月議会で補正予算で設計業務費1億5,000万円が議決されました。私は、議案に反対いたしました。その主たる理由は、庁舎移転問題は吉田市長、山本会頭間での合意を市の諸般の理由によって令和元年9月に解除されたのであります。合意案不履行の責任は市にあり、市長は検討委員会の最終結論後に設計業務費提案が元案を解除した市長の政治責任と思いますが、市長の御見解を伺います。

次に、設計業務委託に係る補正予算1億5,000万円は、令和3年12月議会で議決されました。合同庁舎は6階建てであります。設計業務に着手した年月日、終了年月日、この間要した延べ時間数、主任設計士及び補助員は設計書をどのような形式で作成されたのか、各階ごとに作成されたのか、市長の御見解を伺います。

次に、財政健全化計画について伺います。

財政健全化計画は、市長の強い思いで令和元年度に導入されたと理解いたしております。現在、市の人口は毎年500名前後減で推移しており、市長は財政再建の第一歩として自らの給料減額に始まり、職員労働組合との合意がないまま一般職員に拡大実施されてこられました。令和元年度の給料減総額は4,600万円、令和2年度の給料減総額は7,600万円、令和3年度は未定であります。2年度と同額と推測されます。合計は1億9,800万円となります。

その他、市内企業での大型事業完成に伴う決算、増減額は以下のとおりであります。

固定資産税は46.6%増となり、税額は52億700万円で、税収増は16億5,534万5,000円となります。地方交付税は42.2%減となり、税額は16億3,000万円から11億8,800万1,000円が交付税減となります。固定資産税増額合計は4億6,658万4,000円となります。令和3年度、市債発行額は9億4,400万円で、現在市債発行額残高は144億3,900万円となり、令和3年度財政調整基金は5億9,200万円であります。

現在、市の財政状況では庁舎移転問題だけでもどこまで対応できるのか判断ができませんが、市長は非常に有利な地方債、緊急防災・減災事業債の活用ができると答弁、しかし現在においても庁舎移転事業の全体の計画に対する事業費の説明はありません。有利な地方債のみの答弁では理解できかねますが、総事業費に対して上限なく借入れができるのか、あるいは一定の限度額が定められているのか、償還方法はどのように定められているのか、分かる範囲で市長の御見解を伺います。

令和2年度の委託費、補助金について伺います。

委託費300件、予算16億4,000万円、補助金79件、予算3億400万円、単市補助金1億700万円。毎年度末にどのような検証をされて新年度予算に事業の見直し、修正、継続と区分し予算化されているのか、市長の御所見を伺います。

以上、壇上での質問を終わりますが、答弁次第では自席で再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えいたします。

1点目の庁舎移転についての御質問でございます。

庁舎移転につきましては、本市の重要課題として選挙公約にも掲げており、その実現は市民の皆様との大切な約束事であると認識をいたしております。

平成29年8月に竹原商工会議所と締結した覚書につきましては、平成30年7月の豪雨災害発生後も庁舎移転の進捗に取り組んだところでありますが、過去に例を見ない被災規模であり、市民の皆様の安全・安心な生活環境の確保を最優先に考え、災害からの早期復旧と財政健全化に優先的に取り組むため、竹原商工会議所とも協議し、了承いただいた上で解除したものであります。

本市の財政状況につきましては、基金残高の減少傾向や経常収支比率の動向などから財源不足や財政構造の硬直化などの課題があると認識していたところであります。

平成30年7月豪雨災害による復旧、復興費に支出した単市分決算総額につきましては、令和2年度決算時において約4億3,000万円であり、これまでに完成した事業及び残事業としましては、公共土木施設災害復旧事業、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、令和4年1月末時点で84.4%が完了しており、残りは15.6%であります。

竹原商工会議所事務所の移転につきましては、常議員会において移転の方向性を決議され、現在検討委員会で移転先候補地の検討を進められております。さきの新聞報道につきましては、この常議員会の状況を取材され、報道されたものと考えております。

庁舎移転に向けての道筋につきましては、最大の課題となっていた財源について有利な起債を確保できたことから、これにより実現への道筋がついたものと考えております。また、こうした状況を受けて、現在竹原商工会議所において移転先の決定に向けた協議検討を進めていただいております。

さきの定例会に提案し、議決をいただきました設計委託業務の予算につきましては、広島県建築業務等委託料積算要領、国の官庁施設の設計業務等積算基準及び関係規定に基づき概算費用を積算し、予算計上したものであり、年度内の契約に向けて手続を進めているところであります。

2点目の財政健全化計画についての御質問でございます。

庁舎移転に係る緊急防災・減災事業債の借入れ等につきましては、これまでも御説明しておりますとおり、概算事業費約20億円のうち防災・減災に係る事業部分として約6割が本起債の対象となる見込みとなっており、償還方法等は借入先となる地方公共団体金融機構等との手続に併せて決定するものとなります。

委託費、補助金等につきましては、本市の厳しい財政状況の中、財政健全化策の一環として事務事業の見直しにも取り組んでいるところであり、毎年度委託料、補助金ともに事業の費用対効果などを検証し、効果が小さい事業については廃止、縮小を行うなど事業の選択と集中に取り組んでおります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目ですが、この合同庁舎が提起された小坂政司元市長退任まで2年間でありませう。この2年間の当時の総務部長、現在の市長であります。2年間をかけてなぜこれぐらいの、これぐらいと言ったら語弊があるか分からないが、ある程度の目鼻がつかなかったのかなというような強い思いがあるわけですが、市長はこの交渉の中核におられたのだと思いますが、その原因は何であったかということについてお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 原因が何かという特定を御答弁できるようなものではないと思えますけれども、様々財政、財源の問題、また当時の会議所の中でも移転に関わる様々な議論がある中で時間を要し、その時点の中では決定に至らなかったというふうな認識をしております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 当時、この移転問題に深く関わった人から今朝電話がありまして、法務局の跡への移転はある程度合意ができていたのだそうですが、中の改修に問題があったのではないかというような話も伺いました。これは過去のことなのでこれ以上は質問をいたしません。どちらにしても2年間という時間がありましたので、本来ならある程度の道筋がつけられたのではないかなというのが普通の考え方だろうと思えます。竹原市の一つの欠点といいますか、時間をいくらかけても前に進まないというものが他にもありますが、その点は今後、これからお互いに理解しながら進めてまいりたい。

平成26年、吉田市長、この問題はいろいろ紆余曲折はあったのですが、福祉会館跡地

には平成29年8月に市長、会頭間で合意された。その間、小坂市長が提起されてから6年たちます。私どもの思いは並行して災害復旧と、ある程度当時の財調から見ますと、復旧費に4億5,000万円ぐらい単市分導入されたということですが、当然並行してできたのではないかという思いが非常に強いのですが、その点について市長はどのようにお考えですか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

庁舎移転に関する事項と災害の復旧、復興に関する御質問と思いますが、同時並行が可能ではなかったかという御質問とと思っています。

当時、現在と状況が異なりまして、多くは庁舎移転に活用できる有利な財源がなかったというのが大きな要因でございます。過去にありました例で申しますと、起債名が市町村役場機能緊急保全事業債という起債もございましたが、これは財源的に交付税の措置も少ないということでございまして、そういった面とあと財政状況の悪化傾向に加えての今回の平成30年7月豪雨災害があったということでございます。

先ほど申しました起債が廃止される中で、この間、昨年来お話をさせていただいておりますが、関係者の皆様の協力も得まして、国と協議の上、より有利な起債であります緊急防災・減災事業債というものを確保することができたということによりまして、現在事業の推進を図っているということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） どちらにしても、今ちょうど10年を超えたところなのですが、この移転問題は。私は今年この問題がどうだろうかなと思って新年の挨拶回りを含めて常議員会の当時の幹部の方、何名かお話を伺ってまいりました。圧倒的に多いその当時の方のお話は、福社会館のところにいるいろいろ努力してまとめたのだと、宇野さんが反対してあれをやめたのではないのかというようなお話をされまして、私もがっかりしたわけですが、平成29年8月に合意された折に、当時市長の吉田市長から、宇野さん、お話があるのだということで市長室に行きまして、何かなと思ったら例の公園の跡を駐車場にしたいのだと。あそこは、御存じのとおり私の後援会の方たちが15年間以上になるか、ずっと清掃業務を年2回やっております、私も梅とか桜とかをあそこへ15本ぐらい植えていたのです。あその木が大分大きくなって、私も気になって公園に行ったら職員の方が木

を切っておりました。予算の中途なので処理費が一円もないのだということで言われますので、すぐ私は会社へ電話をいたしまして、処理費はいくらかと言ったら20万円だと言うので、すぐ会社に事情を言って無償で取っていただいた経緯があるのです。だから、そういう常議員会の古い方の思いと私が対応したことが全然真逆なのです。私も、福祉会館跡地への第一歩として、今十三、四台入っております、車が、あそこの木を全部切ってああいう体勢にしたのです。だから、第一歩は私たちも貢献しているのです。しかし、全然真逆な受け取り方で、私も説明はいたしましたが。そういうことで当時の市長が、当時の常議員会のみんなは紳士です、個人で私利私欲なんか全然話の中でもない、自分の企業をしっかりと育てていくような方なので、私も何名かお話をし、行ったら二、三十分話をするのですが、そういう面では私は市長が常議員会のそういう立派な人に意見を、忠海のほうの会議所のナンバー2のような人も何人も出ておられるので、せいぜいこういう大事なことを白紙解除というようなことはやらずに、意見をしっかりと聞いて、市長はそういう公表をしているのだから、市民の声を聞くという、これぐらい大事なことはないですよ、声を聞くときはないです。

私は当時いなかったもので、いたらもうちょっと変わっているかなと思うのですが、もうちょっと市長、これをまとめようと思ったら、当時まとめた、どういうことで福祉会館が選択されて、最終的に合意になったのかというような声を聞かれたらどうですか。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 今議員が御説明のありました今までの経緯につきましては、それらも含めた上で様々な協議を会議所の皆さんと行いながら現在に至っているというふうに理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、庁舎の移転をすることに関する様々な事象、事案というものがこの経緯の中で変更してきたということに関しては、今までの豪雨災害を含めて様々な事情があったにせよ変更を余儀なくされたことについては、今までも御説明を申し上げ、御理解をいただき、様々な変更を行ってきておりますけれども、これからも合同庁舎への移転、それから会議所の事務所の移転等についても誠意を持って竹原市として協議を進めさせていただきたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 市長の思いは思いで、なぜ今常議員会が——新しい常議員会はメンバーが少し替わっているようですが——当時の常議員会は合意したと、トップ同士が合

意したと。私はトップ同士の合意というのは非常に重く思っているのです。そう軽々と、やめた、やるのだというような一瞬で決められるような問題では決してないです。では、市民は何を信じていいのかということなのです。会員は何を信じていいのか。だから、会頭もでは解除しようということになると、どこまで会員の皆さんに説明されたのかよく分かりませんが、どちらにしてももうちょっと真剣に取り組まないと。

今常議員会は新しいメンバーで、創建ホーム社屋への移転というのは新聞で公表されたわけですが、その常議員会でなぜ議論が紛糾したのか。そして、今そこでまとまらないから8名による検討委員会をつくって、つくって相当になるのですが私の情報の中ではほとんど前進していないということなのですが、それからどこまで市長がその内容を把握されているのか、報告を受けているのか分かりませんが、私は週に一遍ぐらいは情報収集しております。もめたら時には原点へ返れということもあるのです。そこは、常議員会の若い皆さんにあまりいろんな分裂するような心配をかけるようなことのないように、私はもう一遍そういう方向性も選択肢の一つであるのではないかというふうに思うのですが。

そこで、福祉会館は現在解体して大方完成間近ですが、1億5,000万円と当初は何っておりませんが、これは国のどこの所管の予算か、一番新しい予算であろうというふうに、担当課もよく分からないようなお答えなのですが、この予算の出どころはどこなのか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

旧の福祉会館の跡地の関係でございますが、こちらの議員のほうからお話ございました補助金につきましては、国土交通省所管の補助金でございます、名称が都市構造再編集中支援事業補助金でございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） これが、いろいろなお話があつてなかなか私もどれが本当か分からないのですが、確かに国土交通省の予算というのは、昨年12月に私の質問後すぐ東京へ電話して確認してもらいました。確かに国土交通省であります。

これは国土交通省であります、50%の補助金なので7,500万円になろうと思うのですが、これがなぜ10年間更地で管理するということが町の中にも知れ渡っているような状況ですが、この跡地の使用目的というのは補助金を交付されるときにもう決まって

いるのですか。10年間、今の状態のような形で使うということが国交省のほうで決められているのかどうか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

国の補助金でございますので、いわゆる適化法、補助金の適正化に関する法律というものがあまして、そこで10年間ということがございます。

今回活用いたしました補助金、現在解体後に緑地整備ということでございますが、新型コロナの関係の補助金ということで、要は密を回避することと周辺においてそこを広場に整理いたしまして有効な活用ということでございます。

10年間のお話がございます、国庫補助で取得した財産でございますので、有償無償を問わず目的外の使用や譲渡、貸付けなど財産処分を行う場合には国の許可が必要とされているということでございます。一定の割合にあつては、国へ報告等によりまして処分は可能というふうに認識しております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） そうなのです。だから、私が国交省へ電話して確認したら、それなりの理由があれば、例えば一番竹原市が今問題になっているのは、庁舎移転は耐震不足なのです、移転の一番の目的は。今朝も同僚議員と話していたら、当時は震度5だろうという、5以上の場合は危険だというような話もあったそうですが。そうすると、コロナだから、東京のほうの市街が密集しているところなら話は分かりますよ。しかし、竹原市の場合は密集地といっても広場だらけです、駅前でも、大きな店がやめて。それで、では来年コロナが終わったら、それでもずっとあと9年間は手につけられないと。

大体、税金を投入する場合に、私は単純な計算で物を言っておりますが、普通は国の予算でもどこの予算でもそうですが1年以内にはどのような方法で活用しなさいよというのが一般的だろうと思うのです。例えば、庁舎移転なら庁舎移転で耐震不足のためにどうしても商工会議所に出てもらわないと竹原市が移転できないと、だからこの予算はこういうふうをお願いしたいということ言えば、国交大臣は判を押すというところまで回答をもらっているのです。

税金を投入して10年間放っておきなさいと、来年コロナ終息したらそれでも後ずっと置くということになるわけですが、今緑化の話も出たが、維持管理もみんなかかるのです

から、これからそういうような余裕はあまりないと思うのですが、有効活用して、私だったらそういう10年も放っておけというのなら7,500万円払ってから安く売ってでもいい、固定資産税だって入るというような頭があるのですが、そういう方向転換は考えないのですか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 補助金の話に戻させていただきますが、先ほど一定の場合には処分可能と申し上げましたが、具体的に申し上げます。

10年経過する前といたしまして、具体例で申しますと災害や火災などでの滅失や市町村合併に伴う財産処分、一方10年経過後におきましては少子高齢化や産業構造の変化などの社会経済情勢の変化や既存のストックを活用した地域活性化のために行う財産処分というものがございまして、これらに該当しない場合は国と個別に協議いたしまして許可を受ける必要がございます。しかしながら、実際には財産処分案件自体ほぼないということと、手続を簡略化した報告案件でも国の審査で認められない可能性もあるということでございます。

これによりまして、10年以内での転用の許可は先ほど申しました程度の理由が求められることが想定されることから困難であるということ、また10年を経過いたしましても転用するためには相応の理由が必要となると、このように認識いたしております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 予算の適化法については、私もいろいろ過去にも勉強させていただきました理解をいたしております。しかし、それは完全に目的外使用の場合が対象になるのです。私は、コロナということにはあまり気に入らない分がありまして、永遠にコロナがあるわけではないと思うのですが、一日でも早く解除を希望しているのですが、その理由で商工会議所の中でも10年間は一切手がつけれないのだというような説明があったそうですが、そこらをどういようにしたら有効活用できるのかというようなことも、行政としてはあれだけ一等地ですからそういう方向も両輪で検討課題に載せていかないと。

それは、今図書館も借りて運営しているのですが、今420万円ぐらいですか、家賃が。そういう面を考えると、将来の市役所エリアの集中的な整備からいったら、あそこはそういうものも含めて、それがどうしてもいけないというのなら7,500万円払えばいい

い、国へ。解除してもらえば。そのぐらい将来を見通してやっていかないと、将来ばらばらにしていたらだんだんだんだん問題が出てくると思うのですが。

これが一番早い道だろうと思うのですよ、今、庁舎移転問題は。もうちょっと柔軟に、どっちかといったら役人の悪い癖の一つだが、思い込んだらずっとそれを続けたいような、我々が言ってもなかなか変更しないというようなところもあるのですが。あそこへ何年もかかって、吉田市長の時代、大方4年かかってあそこへようやくまとまったものを、一晩にしてぱっと簡単なもので解除したのですから、復活させることも一晩でできるのではないですか。

そういうことで、もう一遍聞きますが、もうちょっと活用方法というのは。あそこへ人が集まるといいますか。私は、絶対集まらないと思うのです、今までの経験から。あそこへ買物に行くだけです。子供を置いて買物はしないから。あそこで選挙なんかで叫んでも、誰もみんな知らないふりよ。さよならさよならと言って買物して帰るだけだから。あそこへ子供を置いて買物する人はいないから、あれだけ車の通行量が多いのだから。だから、私は発想がどうも理解できない。

何で、もともと皆さん苦勞してまとまったところへ、もう一遍原点に戻って商工会議所と協議してみようというような発想が出てこないのかなと思う。そんなものはもう誰が決めるよ、もう解除よ、こっちは新しいものよと言って、その結果がずっともめているのよ。どのようなもめ方しているか分かっているの、あなた方は。私は、しょっちゅう電話してお伺いしている。まとまらないのよ、今のままでは。そうかといって、商工会議所という組織体からいったら絶対に強引にやれる問題ではない。そういう面は、もうちょっと市長もトップリーダー、トップリーダーと言うのだから、トップ同士というのか、トップ同士ではなくても、古い常議員会はちゃんと話が分かる人がたくさんおられますよ。そういう人は、市長は何で意見を聞きに来ないのかというような話もあるわけだから。市長がこの問題を商工会議所以上に前面に立ってやったら短期間で私は解決できると思っているのです。だから、そういう場合は国に行ってお願ひして、こうこうこうだと。耐震不足だと言われてもう10年超えたのだから、そうそう安気に過ごす時間はないと思うのです。

庁舎そのものも、がちゃがちゃだから、私は地下なんかでもよく、あれ、もうちょっと掃除すればいいのにとあって外から見るのだが。何か細かい火の種でも燃えだしたら大ごとだと思う。

そういう庁舎の形態だから、もうちょっと早く解決の道を探るべきだと思うのですが、

市長，その点についてはどうですか。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） る議員のお考え等もお聞きをする中で，今最大しなければいけないことというのは，移転に向けた行政として進めるべき手続，そして具体的な検討を行政としては進める，その一方で竹原商工会議所さんが一定には移転の御決定はされましたものの，移転先についての具体的な決定に至る様々な協議の中で竹原市としても加われる部分についての協議については，これからも積極的に行っていきたいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） どちらにしても，商工会議所の今の検討委員会でやっておられるのですが，意見は真っ二つのような形ですが，こういうことをずっとだらだらだらだらやっていると，市民の中にそういうものが耳に入ってきますから。市長一存，会頭一存というわけにもいかない問題がありまして，みんなの出資によって商工会議所も成り立っている組織ですから，歴代の会頭さんの，私もいろいろお付き合いさせていただきましたが，自分のところの建物も対象になるということは非常に問題があるような気もいたします。それから，どちらにしても今の問題を打開するのは市長が動く以外ないのだろうというふうに思います。

それから，私はこれはどうしてこうなったのかなと思うのですが，新聞が発表されたのが5月26日ですか，3年の。その間，恐らく下地ができてなかったのだろうと思うのです。市長にはどのような報告がされたのか，市長がどういう返事をされたのか分かりませんが，どちらにしても一方通行の話ではないと思うので，共同作業ですから。この会議所の中でどのような議論がされて，あそこの社屋を検討というのが発表されるに至ったのかは非常に疑問があるところです。恐らく，事前にある程度の合意を取ってれば議論が紛糾する必要もないのですから，ぼっと出たような印象が強いです。そういう経過については，市長のほうから，商工会議所の移転ですから一方的に話をするのも可能なのですが，しかし事業は一体的になりますので。その点についての会頭なり，会議所からの事前報告というものはあったのですか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 昨年9月の新聞報道のことをおっしゃっていると思いますが，この報道につきましても我々としては内容については新聞報道で承知したところでご

ざいます。ただ、これまでも常議員会なり事務局とお話をする中で、過去にも私も常議員会等に出席させていただきまして移転の候補先等についてお話をさせていただいているところがございます。現在の状況は、議員がおっしゃるように検討委員会の中ではなかなか結論には至っていないというふうにはお聞きしておりますし、これまでもですし、現在もこれからおきまして、情報は共有しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） どっちにしても、せっかく4年かけてやった合意案を間違いなしに竹原市の事情で解除したわけですから、私は一番政治のやり方としたら原案の合意案を継続にして新しいものがあれば今後検討課題としてやりましょうというような方向性を持って、二面性を持ってこれをやっておれば、相当早い段階で着工できたのではないかとこのうふうに思います。

それで、12月の私の質問で市長は庁舎移転の道筋をつけることができた。私の一人思いですが、商工会議所の創建ホームの社屋が、あれは会頭と市長が話をされたのかなというふうに思っておりましたが、市長の答弁は財政の見通しがついたというように、私の思いとは違うのですが。どちらにしても、商工会議所は非常に険悪の部分もありまして、分裂のようなあるいは脱会のような方が1人でも2人でも出るようなぶざまなことは絶対に避けていただきたいというふうに思っております。

どちらにしてももうちょっと市長が、古い方もおられるのだし、今もその方らは中立公平で確実な見方しておられます。それは、何か腹の中へ入るとこういう形になる。だから、私は検討委員会8人の中の半々ぐらいが反対賛成、賛成というような声がありません。うようなふうですが、こういうものをつくったということは非常に問題があると。もうちょっと腹を割って。これは市長以外でないもの。副市長、部長が行ってもなかなか絶対的な責任を持っていないので、最高責任者が行っているいろんな事情を説明して理解を得るとか、あるいは相手の意向はどうかということを真剣にやらないと非常に問題が残ると思うのですが。

どちらにしても、私は行政と経済界の両トップが合意した案が、いまだに尾を引いてきているということは、どちらかとは言いませんが、一番希望しているのは竹原市ですから。耐震不足という重大な問題ですから。だから、一日も早く移転するのならということにしてもらわないと、我々も市民から聞かれた場合に非常に困るのです。だから、

そこの福祉会館の跡でもほとんどあそこを通った人が聞きます、どうするのか、どうするのかと。我々は返答のしようがないです。この前も商工会議所の古い、今はやめておられるのですが、立って見ながら、良い土地だな、広いなと言いながら、1階を図書館で2階を商工会議所で、1階と2階でちょうどいいなというような話もしていたのですが、市長、この問題はどちらにしても人任せではなしに、市長が合意案を解除した責任もあるのですから、その点について最後に市長の。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 移転または会議所の事務所の移転が今後スムーズに進むよう最大限努力してまいりたいと思います。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 財政についてお伺いします。

令和元年に財政健全化計画を策定して取り組まれたのですが、現在どのように改善されたのか、基本的なところをお伺いしたい。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 財政健全化計画を平成31年に策定いたしまして、令和元年から令和3年の財政の改善に関する事という御質問でございますが、財政健全化計画におきましては収支の均衡と基金残高の一定額以上の確保というのを目標に定めまして取組を進めているところでございます。

その中で、収支の均衡を見る一つの手法といたしましては経常収支比率がございまして。こちらにつきましては、令和元年度は100.6%、令和2年度におきましては96%へ改善しているということでございます。これは決算を基に数値を出しますので、令和3年度については未確定でございます。

もう一方、基金残高につきましては、令和元年度が約13億9,000万円、令和3年度の決算見込みにおきますと約25億4,000万円というふうにしていただいております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） これは、私は大型事業の固定資産税増が大きな役割になったのだらうと思いますが、それと私が思うのは、職員給料の減額を含めて市長が表明しているように一般の事業も相当中止されたのだらうと思います。私が昨年12月に財調なんかの報

告を受けたのは壇上で申し上げたとおりでありますし、今年の決算で現在のような膨らみが出たのだろうというふうに思いますが、私が言うのは、壇上でも申し上げたように、手つかずのものがたくさんあるのです。市営住宅の修繕費とかというものは早急に統合してやれば、この問題なんかでもどンドン下ってくるはずなのだが。今年も相当修繕費なんかが上がっているような状況であります。そこらでなかなか、人件費と大型事業の収入が主たる改善の理由だろうというふうに推定しているのですが、そうではなく壇上でも言ったようにいろいろな問題がありまして、そこらへ手をつけていかないとまた来年も惰性的につけていくと。

この問題が発表された折、私は稚魚の放流を通算で40年ほどしておりましたが、前段の20年間近い日数はうちの会費で賄っておりました。それでは量が足りないということで、それ以後、市の補助金をいただきまして、市は20万円ぐらいですか、それから会の資金を13万円ぐらい出して33万円ぐらいで約20年間稚魚の放流、長崎漁連を通じてギザミの放流をしてきました。それを、元年から財政再建だからということで私は一番先に中止いたしました。なかなか中止は難しいのですよ。今度次に継続しようと思ったらもう枠がなくなるのです、長崎漁連の。取る枠が決まっておりますので。そういう難しい問題もあったのですが、私は率先してやるべきだという思いでやりまして。それから、港湾振興協議会、市長、議長が毎年お呼びされて出席していたと思うのですが、これが41万円、これは今ないです。決算書を見て、2年間で長崎の軍艦島視察、それからその前は神奈川の横浜の豪華ボートで港湾視察というようなことがありまして、あまり港湾振興と関係ないのではないかということで市長と話しまして、これが41万円。それから、水質検査の問題も法的に各船が国際法でクリアしておりますので、この水の検査も必要ないということで、1か所だけやっておられたので、この1か所はどこかと言ったら、的場の海水浴場の沖合と言うから、それは入港船の検査とは全然違う、あれは海水浴のときの大腸菌なんかの検査です。海水浴でクリアできるか、泳げるか泳げないかということは県が主体的に全県の海水浴場の検査をして、大腸菌がいくら以上があれば海水浴場の禁止という、こういう予算が1回3万円か。それで、これも港湾振興には関係ないということで41万円、元年から予算を削っているのです。こういう300の予算の中に、昨日も総務企画部長に言ったようにJRの複線化等、等といってあったらほかの予算に使えるという、私はなかなか解釈はできないのです。等で使えるなら等のほうへ名称を変更すればいいわけだから。複線化というのは、これからはもう議題にもならないでしょう。三原から広まで

1,000人を切ったらバスだというようなことを発表したのだから、JR西が。だから、こういう予算は、去年は30万円だった、今年は28万4,000円か、いくらか下げていたが、等をつけたらこっちに使えるのだ、右に使えるのだ、左に使えるのだというような予算はもう卒業しないと、我々は一々入って検証できませんから、市の場合は各部に指示して今年は5%削減しろというようなことをやればできないことはないと思うのですが。そういう財政の取組について市長、思い切ってやるお考えはないのですか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 事例を挙げられて、補助金の関係でお話がありました。

補助金とともに委託料等につきましても、議員のほうからも、昨日もお話しさせていただきました費用対効果の話だと思っております。例で挙げられましたJR呉線複線化等の期成同盟会の件もございましたが、確かに複線化ということでなかなか現実的には厳しい状況ということもありながら、さりとて関係周辺市町の、沿線市町の交流活性化というの大きな目的でございますので、そういった意味でもその補助金の意図するものはあるかと思っております。

そうしたことから、事業につきましては、効果が小さいものにつきましてはお話が出ておりますように当然廃止、縮小といった見直しを行っております。また、削減した経費につきましても、新たな事業の財源とすることなど、事業の選択と集中というのを行っておりますので、これは引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 私は、さきの議会で本市の職員の定数は適正かということでお話をいたしまして、令和3年9月の議会で一般行政職の1人当たりの人口、竹原市は136人、東広島市195人、呉市196人、この差が60名前後あるわけですが、市長答弁はなかなか納得できないのです。それと、島嶼部とか山間部等の差というような答弁をいただきましたが、そういうものではないのです。

私は、この企業誘致の関係で三原市や呉市も何遍も伺いまして、呉市の場合は企業誘致専門の建設部に檜垣さんという次長がおられまして、この方が全部対応されるのです。その対応のスピードが全然違うのです。呉市は、各市内の全部の図面を、1メートルから1メートル20センチ四方の地図を、呉とかというように全部一括して保管しておられて、それも白黒と色つきとあるわけですが、即焼いてくれます、お金は要るのですが。そ

うのように、事務の対応が非常に早いなど。三原市もそうです。整備も新庁舎だから近代的に整備されているのですが、首より高い物を置いているところは一か所もないから。全部頭が見えるような体制で仕事をされております。だから、窓口業務を非常に合理的にされております。うちは、そういうふうに体制がなかなか、庁舎そのものが難しい問題がありまして、そういう面の取組というのが新庁舎で合理的に配備されているということも勘案しなければならないと思うのですが、対応が全然違うのです、早い。三原も今庁舎移転のほうも向こうの担当の議員さんをお願いしているし、担当部長もお願いして、本郷の場合は広島県と今直接お話をしておりますので、ちょくちょく三原からも電話がかかります。今、本郷の県用地もまだ完成しておりませんので、第1次は発電所やら、企業は1次の募集要項の中にないということで今伺っているのですが。

私はどこに60人の1人の差が出てきているのかなというようなことを考えるのです。私もあまり頭はよくないので、1日に1遍ぐらい振り返ってくるのです。振り返ってくると、どこに原因があるかなと思って1人で考えているのですが、なかなか妙案が出てこないのです。そこらは部長が真剣に、定数の問題があるのかなと思ったりしているのですが、行財政改革というのは一体ですから、職員が一生懸命働いてくれてこそですから、市民から言ったら。公僕というのはそこにあるのですから、市民のために働くということです。だから、災害があっても建設部にはあまり関係ない、コロナの場合は福祉のほう为主体的にやっていただいた、災害の折には建設部が職員でも徹夜でやっていただいた方もおられます。そういうところはしっかり幹部職員が把握してそれなりの対応をしていただかないと、何にもそういうような言葉かけもないようなことでは職員がやる気を失っていきますので、そういうときにはそういうときに市長なり副市長なりが現場を回って声をかけるということが組織の中で一番大事なのです。今天満さんはやめておりますが、あの方は港湾事務所、私はどこの港湾でも首を出すのですが、多い折には月2遍来ますと言って職員の方が、市長は2遍来ると言う、現場へ。島嶼部との連携の基地だから、そういうところを見て自分の政策の中に生かされるのでしょうか。だから、あそこらはきれいにして県用地でも全部有料化にしております、バスの駐車場なんかでも。それから、官庁街は全部ポイ捨て禁止条例をつくって。こういうものは皆、財政と一体ですから、細かいことを言うようだが。ごみも落ちていなければ、清掃する必要はないのだから。ごみをぽんぽんぽん、たばこでも何でも捨てておけば清掃しないといけない。こういうのは一体的なのだ。だから、私はこの問題もどこに原因があるか、部長に答弁をもらっている、山間地と

か島嶼部はこういう結果が出るのだという答弁はもらっていますが、そういう単純なものではないと思うのですが。その点について、部長どうですか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

昨年の議員の一般質問でもお答えいたしました、一般行政職員1人当たりの人口ということでございます。

お話がございましたように、人口が大きい市町や人口密度が高い市町ほど多く、集落が分散する中山間地や島嶼部は少なくなる傾向にあると、その当時、市長のほうで御答弁申し上げました。このことによりまして、御紹介のあった市と竹原市の差でございますが、いずれも竹原市よりも人口規模が大きく、人口の集積により業務の効率化が図られやすいため、本市に比べ一般行政職員の1人当たりの人口が多くなっているとの推測をしているというふうにお伝えしました。

その後、議員のほうからお話がございましたのは、市民サービスの向上を図る上で、いつも議員がおっしゃっていますが、スピード感が大事であろうと、このように認識いたしております。我々といたしましては、市民サービスの向上を図るためには最少の経費で最大の効果が上げられるということが大きな目的でございますので、そのことを踏まえまして市におきましては行財政の経営強化、これに努めておりますので、それは引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） この約3年間で、給料の減額も含めて大型事業の固定資産税が5億円近くありました。これからも今の状態では人口減が避けられません。私は、東広島や安芸高田、福山、三原といったような資料も取り寄せて見ますが、ほとんどが財政に取り組む場合は人口減が一つの中心になるわけです。担当課長さんにも人口減で400人減ったらいくらか、500人減ったらいくらかというようなことも聞くのですが、なかなか所得のいろいろな分離をされるので確定的なものは回答がもらえないのです。だが、間違いなしに交付税は減りますから。ある程度の補填はされるのですが、人口割が原則になっておりますので、減ってくるのだらうと思います。

そういうところで、今22億円と言ったのですか、財調が。今市債発行残高が144億3,900万円ですが、これからいろいろ事業をやるのにこの市債というものは、目的が

あればある程度許可になるのですが、大体现在の予算規模からして市債の上限というのはどれぐらいを限度としているのか、これ以上は無理だなというような、その限度はどれぐらいか、総務企画部長、お伺いして。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 市債の額を一概に限度というのはなかなか難しいと思いますが、令和4年度の当初予算におきましては地方債残高の状況といたしまして記載をいたしております。見込みでございますが、令和3年度末におきましては約150億7,000万円ということで、令和4年度末の見込みですと約157億5,000万円というふうに見込んでおります。議員おっしゃるように、適債事業と申しましてその起債の対象となる事業というのは当然精査をいたしておりますし、より有利な起債を活用ということで取り組んでおりますので、その点は引き続きまして、地方交付税のお話もございましたので交付税措置のある起債を有利に活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 皆さん御承知のように、安芸高田市です。去年の豪雨災害で私は市長、どうなっているのかなと思っていたのですが、昨年豪雨で31億1,700万円の補正予算を組んで9月定例会で可決したのです。国や県も含めてですが、市道、河川や調査設計など17億7,300万円、それから災害に直に、主要道路が通れなかったのか何か、即専決で3億9,000万円ほどの予算を編成しております。

このコロナ禍で、市債は13億9,200万円ほど借り入れてやっておりますが、この場合は比較的使いやすい予算だろうというように思います。ただ、これはずっと見ますとほとんどが財産の、福山市らも徹底した財産の処分です。遊休財産、積極売却へということで、市管理の市営住宅や幼稚園、保育所の跡地など130件、334平方メートルというような物件を福山市なんかでも積極的にやるということを表明されて、計画して売却されているのです。こういうことは、人口減と一体なのです。だから、人口が減るとそういう施設もだんだん要らなくなる、どこまでが要らなくなるのか定義はないのですが。

竹原市も、小中学校の問題もさきの新聞にも報道されました。報道されたのでいいですが、ではそこらのふれあい館とか竹原小学校のすぐ隣のこども園は対象にするのか、そこらの使用状況も全部もらっておりますが、去年はゼロがほとんどです。ゼロとか1日1人。それで、企業へ200万円の家賃を払ってあそこを借りているのです。そういうもの

は対象外にならないでしょう、まず。施設はたくさん空いているのだから移ればいいわけだから。そういうことを、私は財政再建の折、財政再建というものは厳しいところから手をつけないと駄目ですよと、あの折に言っているのです、委員会か何かで。公共団体だから公平性が基本です。公平にやる、物事は。あれは有力者がかんでいるから後へ置いておこうというようなことではなく、私はそういうところへは特に発言していく癖になっておりますので。ぜひそういうところへ手をつければあとは楽なのです。

それで、私は前も言ったように昭和40年から60年まで金融業の県の許可をもらってやっておりましたので、大阪のほうまでずっと企業を見て回っておりますので、企業を再生させるといったら、当時は交際費と手形の禁止です、手形発行の。手形決済が主だった。切る折には紙にぽんと判を押せばいいので、数字を押せばいいのだから楽に切っているのだが、回ってくる折には倒産の引き金になる。

そういうことで、竹原市は公平によくやっている、これならしようがない、うちもやらなくてはというような、それをやるためにはそういう厳しいところから、権力者がやっているからあれは手をつけないのよというような、そんな生ぬるいことをしていたら財政再建なんかできないのよ。来年また災害でも来たらまた金が要るのだから。

それで、去年の災害は3分の2でしょ。だから、3分の1は市分でしょう。そういう面を考えると、財政再建というのは休みなく毎年毎年切り込んでいかないと安定した行政運営はできないのです。そういう面について、市長、もうちょっと全体を見て、それで総合的に。市長は任期4年間ですから、1年目はこれとこれをやるのだということを、1期目もそうだし、今回もそうだし、市長の文章を見ているとなかなかこれをやるのだなというような実感が湧いてこないのです。東広島の市長がこの前報道インタビューで選挙当選して3日目か4日目にやっている。これは、ああ、こうだなとって。あそこらは庁舎なんかはみんな済んでおりますので、こういう答えが即出てくるのでしょうか、一番大きな活字は黒瀬川の治水強化をやると、選挙についても短期間で5,600人の票が非常に重みがあると、どこにそういう自分の政策の失敗があったのかというようなことをちゃっと書いている。県の副知事をやられたぐらいだから。それから、これを読んでいると即断できるということは市長は現地をよく知っているということです。そこらは非常に大事なのだと思うのです。

ちょっと変わりますが、退職された3名を去年再任用された。市長答弁は知見を生かすというようなありふれた言葉です。だが、当時はまだ職員の給料まで減額されていたの

で、私なら3名を雇うよりは新陳代謝の意味もあって学卒の竹原市の住民を3人のうち2人でも雇います、3人やめて。そうすれば、ここへ将来的には4人になる可能性もある、6人になる可能性もある、竹原市の住民を雇えば。私は、そういうことのほうがはるかに竹原市の、僅かではあります人口減少の歯止めにもなるのではないかというように思います。

今朝も、2階の課長さん達とも話をしていたのですが、発電所の関連事業としてあそこの荒れ地を500坪ほど買うというような今交渉をしておりますが、そういうことをやるためには、竹原吉名線の県道なんか非常に必要になってくるのです。だから、そういうことを市長、もうちょっといろんな分野で、例えば県土木なんかでも今3分割して3分野に集約しようかというような話が出ているのです。どこも人がいないようになっているから。働く人間もいないようになる。災害だといったら広域で協力し合おうというような構想が今県でも出てきているのです。だから、そういう時代になってきているのだからそういう思い切った発想をして、3人雇うと市長の同級生だ、あるいは同年生だといって悪口を言われるだけだから誰も喜ばない、市民は。それよりは、3人やめて2人でも竹原市の子供を市役所でも雇えばいい。ここで結婚すれば4人になる。そういう人口減というのは、竹原市なんかはもう企業が来るような予定はないわけだから。単一来ても従業員1人かというようなことだから、一つ企業が来たら関連企業が来るのだから、今そういうことの思いがあって私も土地を一生懸命探して、よくよく現地見て、昨日は公図も皆調べて段取りしているのです。それには、道路というのは基本なのです。この道路だけはどのような大きなゼネコンでもできないわけだから。行政がやらないとできないの。だから、ブドウ畑のほうでも市長、一遍ゆっくり見て歩いてみなさい。ああ、ここに1本幹線道路を引いたら、この周辺で将来何かやろうと思っても楽だと。道路がなかったら絶対来ませんから。そういう面では、ぜひとも市長が率先して現地を見て、それから現地の関係者と意見交換しながらやらないと、市長1期目と同じような轍を踏むようなことになって困るので、その点を最後に市長にお伺いしておきます。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 2期目に当たっての所信表明を、先般の臨時会でさせていただきました。その中には、一定な今期に向かっての方向性でありますとか、そのようなものを表明させていただいております。また、加えまして今回の定例会、令和4年度の予算、御審議をいただくわけでございますが、その中にも竹原市の今必要な事業等について盛り込ま

せていただいております。それらを総合的に推進することによって、竹原市の持続可能な行財政運営を進めていくことに一定には資するというふうに考えております。一方で、様々な課題がまだまだ蓄積されているこの状況にある中、様々な御意見をいただく中で取り組むべき新たな項目も発生してこようと思えますし、今までなかなか踏み込めてなかった取組についても新たな視点を持って取り組むということがこの2期目に課せられた私への命題ではなかろうかというふうに思っておりますので、今まさに目の前にある解決すべき事項を最優先に市民の皆様の安全・安心、またはにぎわいのある元気な竹原市の創造に向けて今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 以上をもって13番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

副議長（山元経穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、今田佳男議員の登壇を許します。

3番（今田佳男君） それでは、一般質問をさせていただきます。

令和4年第1回竹原市議会定例会、快政会の今田です。よろしくお願いします。

今回は、子供たちをデジタル依存にしないための対策についてと空き家の活用についての2点で質問をさせていただきます。

子供たちをデジタル依存にしないための対策について。

先日、タネットで「竹原学校教育～現在とその先～」という番組が放送されました。その中で、教育長は携帯電話、スマートフォンやコンピューターの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか、ふだん1日当たりどれぐらいの時間テレビゲームをしますかという質問調査の結果を説明されました。児童生徒が長時間オンラインゲームをすることで生活のリズムが乱れることに不安を持つ保護者から相談を受けることが増えており、今回子供たちをデジタル依存にしない対策について質問します。

文部科学省は、「学校における携帯電話の取扱い等について」という通知を出しています。その中では、小学校、中学校とも学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への持込みについては原則禁止とするべきであるとされています。竹原市

では、各学校ごとに生徒指導規程を設けていますが、携帯電話の取扱い等についてどのように指導されているのでしょうか。また、家庭や地域に対する働きかけについては、学校、家庭、地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があるとされています。

2014年に愛知県刈谷市が小中学校の家庭を対象に子供のスマホなどを夜9時以降は保護者が預かるように要請したことがきっかけで、香川県のさぬきっ子の約束、福井県のふくいスマートルールのように統一ルールをつくる自治体もあります。

広島市では、小中学生を対象に午後9時以降は送信しない、遅くとも10時までには電源を切る10オフ運動を展開しています。学校と家庭との連携についてはどのようにお考えでしょうか。

文部科学省が実施した調査で、公立小中高校で教員が計画どおりに配置されていない、教員不足の実態が報道されました。教員に欠員が生じてもすぐには補充できないなどの状況があるようです。学校現場の教員は多忙であり、欠員を補充できなければ子供たちの安心・安全な学校生活が保障できません。竹原市の状況はいかがでしょうか。

広島市では、10オフ運動と同時に広島市電子メディア協議会が実施する出前講座を開催しています。民間の力を公教育に還流させる取組を積極的に進めている大東市では、プログラミング教育で民間企業と連携するなどしています。ICT教育に人材の確保が難しい竹原市でも民間の力を活用することを検討すべきと思います。お考えをお聞かせください。

次に、空き家の活用について伺います。

竹原市内では空き家は急増しており、早急に対策を検討すべきと思います。

市のホームページを見ると、空き家の相談窓口体制について適正管理や管理不全は都市整備課、活用は都市整備課、産業振興課または企画政策課などと相談内容で窓口が異なります。担当課が連携することにはなっていますが、相談窓口は1つにすべきではないでしょうか。私は、今まで何度か相談窓口体制の一本化を提案してきました。相談窓口を1つにすれば、市民サービスの向上につながるだけでなく、行政が市内の空き家に関する情報を一元管理することが可能となり、今後の計画、対策ができやすいと思います。御検討ください。

空き家バンクの相談件数などはどのような状況でしょうか。空き家バンク活用制度要綱などを作成している自治体もありますが、竹原市ではどうでしょうか。奈良県明日香村の

明日香村空き家等活用バンク制度要綱では、対象となる空き家を現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む）建物としています。空き家化の予防も重要であり、要綱をつくるとすれば参考にすべきと考えます。

単身高齢者の数が65歳以上に占める割合を示す高齢者独居率が新聞報道されました。2020年度時点で、竹原市の単身高齢者は1,991人、65歳以上人口は1万82人で、高齢者独居率は19.7%です。これらのうち相当数が近い将来空き家になる可能性が高いと思います。今後の空き家戸数がどのようになると見通されていますか。

高齢者同居率が9.6%と低い兵庫県多可町では、親や祖父母をサポートし、お互いに協力し合って生活するために、同居もしくは近居をすることを目的として、住宅を新築、増改築する費用の一部を助成する、あったか家族多世代住宅助成事業で成果を上げているようです。奈良県広陵町では3世代ファミリー一定住支援事業を実施しています。竹原市でも同様な事業を検討して、多世代の同居または近居を推進できないでしょうか。

市長は所信表明で、竹原らしさを感じるまちづくりによる活力、にぎわいの創出について、関係人口や移住・定住人口の拡大に向けた総合的な取組を推進してまいりますと述べられました。積極的に移住を推進している徳島県神山町では、神山町移住交流支援センターが活用可能な住宅を事前に登録する仕組み、お家長生きプロジェクトを実施し、移住を希望する方々に対応して成果を上げているようです。今後、空き家を活用した移住対策事業を検討すべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

副議長（山元経穂君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 今田議員の質問にお答えいたします。

1点目の子供のデジタル依存対策についての御質問につきましては、後ほど教育長がお答えいたします。

2点目の空き家の活用についての御質問でございます。

本市の空き家対策につきましては、現在、空き家化の抑制と活用も含めた総合的な対策を都市整備課が、利活用の取組のうち空き家バンク制度を産業振興課が所掌し、連携をして対応しておりますが、空き家の利用を希望される方が物件探しから改修等助成制度の利用までスムーズに相談できるよう、令和4年度からは空き家バンク制度を都市整備課に集約し、相談者の利便性の向上を図ることとしております。

空き家バンク制度につきましては、空き家の有効活用を通じて定住の促進による地域の活性化等を図るため、平成21年4月1日に空き家バンクの実施について必要な事項を定める空き家バンク実施要綱を制定し取組を開始しており、空き家となることを予防する観点から現に居住していない建物に加え、近く居住しなくなる予定の建物も含めて運用しているところであります。

これまでの空き家バンク制度の実績につきましては、相談件数が606件、物件の登録件数は117件で、うち成約件数は81件となっており、令和2年度においては、相談件数が108件、物件の登録件数は25件、うち成約件数は17件で、徐々に増加しているところであり、引き続き空き家バンク制度の活用について周知を図り、空き家の有効活用を促進してまいります。

本市の空き家戸数につきましては、平成30年住宅・土地統計調査では、賃貸用等を除いて2,290戸となっており、今後も人口減少や高齢化等の進展に伴い、何ら対策を講じなければ空き家は一層増加することが見込まれております。

現時点では、空き家バンクに登録された物件以外の情報を把握できていない状況にありますが、令和4年度はこれまで受けてきた移住相談で、相談者の希望にかなう物件の情報が十分に提供できず、移住に至らなかったケースが多くあることから、移住希望者のニーズに合致した物件情報の充実を図るため、空き家の所在や老朽化の度合いなどを調査、把握し、物件の掘り起こしを行うこととしております。

こうした調査の結果を踏まえ、他の自治体の事例や移住相談者の意見なども参考にしながら、例えば移住希望者が竹原暮らしを体験できるお試し住宅に空き家を活用するなど、新たな移住・定住促進に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

副議長（山元経穂君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今田議員の質問にお答えいたします。

1点目の子供のデジタル依存対策についての御質問でございます。

各学校における携帯電話の取扱いにつきましては、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであることから、全ての学校において持込みを原則禁止することを生徒指導規程に定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに児童生徒への指導を行っているところであります。

ただし、それぞれの児童生徒における特別な事情を考慮して、申請に基づき学校が承認

した場合に限り、例外的に持込みを認めております。

子供をデジタル依存から守るために必要な学校と家庭との連携につきましては、保護者がその利便性や危険性を十分に理解した上で、各家庭において携帯電話を児童生徒に持たせるかどうか判断することが重要であるとともに、携帯電話を持たせる場合においては、家庭でルールづくりを行うなど、適切な環境整備が必要であると考えております。

また、パソコンやタブレット、ゲーム機などインターネットにアクセスできるデジタル機器の使用についても、児童生徒が適切に利用時間や利用方法を判断し、学習面や生活面をサポートする道具として上手に活用できるよう、発達段階に合わせて情報活用能力を育成していく必要性もあると考えております。

こうしたことから、市内の全学校においては、携帯電話の家庭での使用ルールや利用時間制限の設定方法、SNSの危険性などについて啓発を行う保護者対象の携帯安全教室を開催するとともに、デジタル機器との関わり方について児童生徒自らが考え、ツールとして選択し、効果的に活用できるよう指導を行っているところであります。

竹原市立学校における教職員の状況につきましては、昨年4月の時点におきましては教職員の未配置はありませんでしたが、令和4年2月1日現在では、教職員の病気休暇等の取得に伴い、広島県教育委員会から加配定数として措置された教職員等が2名未配置の状況となっております。

この未配置への対応として、非常勤講師の任用や校内体制で補うことにより、教育活動に支障は生じておりませんが、加配措置による効果は十分に発揮できていない状況にあることから、現在各方面へ働きかけながら教職員の確保に取り組んでいるところであります。今後におきましても、広島県教育委員会と連携を図りながら、適切に教職員が配置されるよう取り組んでまいります。

ICT教育における民間の活用につきましては、ICT教育の推進には専門的な知識が必要なことから、企業やNPO法人などの団体と積極的に連携し、協力を得ることが有効であると認識しております。こうしたことから、NPO法人や民間企業と連携し、プログラミング教材の活用やプログラミング的思考の育成などについて教職員研修を開催し、ICT教育に必要な人材育成を図るほか、プログラミング教材の貸与や使用方法についても協力や支援を得ているところであります。

民間企業等との連携や協力の形態につきましては、ゲストティーチャーとして直接児童生徒の指導を行ってもらうことや授業における教員への支援など、多様な方法が考えられ

ることから、今後におきましても学校の実態等を踏まえた様々な手法の導入を検討しながらICT教育の推進に引き続き取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

副議長（山元経穂君） 3番今田佳男議員。

3番（今田佳男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、子供たちのデジタル依存ということで、最初に申し上げたように、タネットで教育長が出られて、それを見まして、今YouTubeでも見られるような状態に、前編と後編と分かれて丁寧に現状とそれから今後の課題とかということの説明されて、非常に中身のある放送だと思いました。ただ、一番最後のほうだったと思うのですが、子供たちがゲームとかそういったもので1日3時間ぐらいそういうことをしていると、これは課題として大変危惧しているような発言もたしかあったと思います。町なかで保護者と話をしますと、非常に対応に困っていると、夜遅くやるから朝が起きれない、特にコロナで休業とか、それから特に休暇明けになってくるとゲームなんかの関係で体調が崩れると、ひどい場合は学校にも行きたくないというようなことを言われるということも聞いたりして、非常に不安というか感じましたので、今回こういう質問をさせていただきます。

最初に、持込禁止、学校へはスマートフォンの持込みを指導があつて禁止していますという、原則という言葉がついてて、原則禁止ということだそうで、ただしそれぞれの児童生徒における特別な事情を考慮して、申請に基づき学校が承認した場合に限り、例外的に持込みを認めております。何件かこういった事例があるのだと思うのですが、どういった事例が今までにあるか、分かる範囲で教えていただけますか。

副議長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 携帯電話の学校の持込みに関して、例外的な取扱い、どんな事例があるかという御質問でございますが、非常にデリケートな事情がある場合が多くて、具体的な事例紹介につきましては答弁のほうを差し控えさせていただければと思うのですが、これまでの例といたしましては、複雑な家庭の事情によって登下校に不安があるといった場合、そういった場合がございました。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 3番今田佳男議員。

3番（今田佳男君） 言われるように特例になるので、そういった場合はちゃんと学校のほうで、保護者のほうから申請があつて、事情を考慮して学校が認めるということで、基

本的には持込みは禁止だから、普通は持っていないのが当たり前ですということですね。

それで、家庭とそういう関係になって、今度家庭に対する働きかけということで伺っているのですけれども、携帯電話を持たせる場合においては家庭でルールづくりと。基本的には家庭だと思うのですよね。他市の事例をいろいろ今回調べたのですけれども、こういった質問は議員のほうが教育委員会に対してスマートフォンに関係したことで質問したという事例があったそうです。教育委員会の御答弁は、それはスマートフォンは御家庭の問題だから御家庭で考えていただかないと仕方がないというような、そういった答弁がありましたという、そういう事例を聞いたので、竹原の場合はどうかということ。ただ、家庭でのルールづくりなのですけれども、ルールを守らないのは子供が悪いとか、いろいろあるのですけれども、さっきの話ではないですけど、子供が学校に行きたがらないとかいろいろな問題があった場合に、学校現場でも実際困っている実態もあると思うので、単に家庭でルールづくりということだけではない適切な対応が私は必要だと思います。

学校と保護者が連携して、他市の例を挙げましたけれども、広島市の10オフ運動なんかも学校と地域とが連携してそういったルールをみんなでつくろうではないかということからいっているわけなのですが、そういったことを教育委員会のほうから持ちかけでもして、皆さんで一回考えましょと、これはもう課題ですよというふうなことをしていただいて、今から年度替わりになります、PTAの会合とかいろんなことの回数も増えて、相談できる場合も多いと思うのですが、そういった学校とそういった保護者との共通したルールづくりということを検討されることはないですか。

副議長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 学校と保護者が連携してルールづくりの必要性という御質問でございますが、多くの児童生徒たちがスマートフォンでございますとかゲーム機とかインターネット接続ができる機器を簡単に手にすることができる、そういった時代となっております。それに伴いまして、議員が危惧されているような生活習慣の乱れから学校生活への影響があるとか、またネットでのいじめ等の問題とか個人情報の流出とか、見知らぬ人との出会いによるトラブル、様々な問題、また危険などの被害が子供たちに生じていく、そういう可能性については十分あると認識しております。

こうした被害から児童生徒たちを守るためにも、スマートフォンなどの機器を使用することによるリスクを児童生徒も保護者もしっかりと認識した上で利用に関するルールづくりをする、それが重要だと考えております。そのためには学校と保護者が連携することも

必要だと、そのように考えております。

スマートフォンなどの利用に関するルールづくりでございますが、保護者の方に学校と家庭のそれぞれに役割があることを認識していただく必要から、スマートフォンの利用について家庭内でのルールづくりの必要性でございますとか、こうしたルールづくりを行う際には大人が一方的に決めるのではなく、子供と保護者がしっかり話し合っただけで決めること、そういったことが重要であることなど、しっかり啓発を行うことなどで連携を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、特に保護者の方におかれましては、さきに述べたように、多くの児童生徒がインターネットに接続できる機器を簡単に手にすることができる時代となっている、そういったことを踏まえて、スマートフォンなどの名義人は保護者であること、また児童生徒等がスマートフォンを使用する時間帯、その多くが家庭内いわゆる保護者の方の管理下であるということをしかり自覚をしていただく必要があると、そのように考えております。

以上です。

副議長（山元経穂君） 3番今田佳男議員。

3番（今田佳男君） どうしても保護者の理解を得ないと難しいと思うのです。ただ、家庭の問題だと言ったらそれまでなのですが、親子で話をしてこういうふうにしようねと言ってもなかなか正直守ってくれないという、多くではないですよ、そういった子が体調を崩したりとかというような事例もあるので、何か方法がないかなというふうな思いがあります。

それで、御答弁の中に、児童生徒自らが考えという言葉が出てくるのです。ツールとして大変重要なものだと、今の子供たちが大きくなったときにこれをツールとして使えないということになってくると、職業も制限されてくる、非常に生き方がつらい時代に間違いなくなくなると思うのです。だから、そういうことは必要で、それは理解していただいて、どんどん情報活用能力を育成していく必要もあるということも答弁であります。

同時に、児童生徒自らが考えてと、先ほど保護者のほうというのがありましたけれども、児童生徒自ら考えてという言葉があるのですけれども、例えばこういった事例が、こういった指導をされて、こういった生徒自らが考えて自分たちでしようではないかとかというような事例があれば教えてください。

副議長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 児童生徒が自ら考えるため、事例ということでございますが、ネット依存ですとかネットトラブルなどの問題につきまして、児童生徒自身が課題意識を持ってデジタル機器とどのように関わるべきかを考えて、自主的な取組につながることを意識した、そういった指導をしているところでございます。

例えば、事例ということで御紹介させていただきますと、吉名学園におきましては、メディアと関わる時間が長いという、そういった自分たちの学校の実態について児童生徒自身がそこに問題意識を持ちまして、メディアとの関わり方を考え、児童生徒等が考えた吉名メディア信条という4か条の約束事をつくっているというそういった事例がございます。

また、このメディア信条につきましては、児童生徒が主体的に学校運営協議会のほうで報告をしたりですとか、学校通信で発信したりするなどして、地域や保護者を巻き込む形での取組となっていると、そのように把握しております。

児童生徒たちが急速に進展するこういった情報化社会の変化に適切に対応できるように、こうした取組事例を他の学区へも波及させることも視野に入れながら、また児童生徒自身がデジタル機器の使用方法について考え、適切に活用する力、そういったものを育んでいく、そういった取組を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

副議長（山元経穂君） 3番今田佳男議員。

3番（今田佳男君） 今の1つ前の御答弁で、親が子供の意見を聞かずに決まりをつくるのはどうかというふうな内容の御答弁だったと思うのです。だから、約束をつくるのに子供が納得した約束をつくるという、2つ続けて出てくるのですけれども、今のような事例があれば、地域も巻き込んでというお話にもなっていましたから、できればいろんなところに紹介していただいて広げていただくような事例でないかと思うので、そこは検討していただきたいと思います。

次に、教員の不足のことをデジタルの中で聞いたのですけれども、教員が不足とかということになってくると、いろんな仕事、こういったことにも対応が難しいだろうということがありましたので、間を入れて質問に入れさせていただきました。

御答弁の中にちょっと分かりにくいことがありまして、教員の配置については教職員の未配置はありませんと。広島県教育委員会から加配定数として措置された教職員等が2名未配置の状況になっていきますと。知らない人が聞くと非常に分かりにくい御答弁になって

いるのですが、私が解釈するのに、普通は例えば生徒の数とかということで県のほうから教職員の数はある程度決まってくると。個々の学校で、恐らく校長先生の指導の下だと思えるのですけれども、特にこういった授業をしたいと、重点的にこういった授業をしたいということに対して、教員を要望して了解をいただいて別に教員を加配していただくと、こういう2つになるのではないかと思うのです。これで合っていますか。

副議長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 教職員の配置についてでございますが、おおむね議員が御理解されているとおりでございます。

教職員の配置につきましては、ちょっと長いのですが、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」いわゆる標準法と呼ばれておりますが、そういった法律に基づきまして学級数等に応じて一定のルールで算定された基礎定数として配置される教職員、それと政策目的に応じて配置される加配定数として配置される教職員、そういった2種類がございます。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 3番今田佳男議員。

3番（今田佳男君） ルールはそういうルールになっていて、未配置はないですよと、加配定数で、要するにこちらのほうに2名欠員があるという状態で、今の校長先生というか学校の教育の方針として新しくこういうことをやりたいと思って加配の先生を受け入れるというか、それで恐らく年間計画を組んでいるのではないかと思うのです。だから、それでやろうと言っているところで2人足りないということ、これは事実だと思うのです。だから、何とか回っていますよと、教育活動に支障は生じておりませんがという、加配措置による効果は十分に発揮できない状況という、非常に慎重な言い回しになっているのですけれども、これは十分いけないところがあるのだと思うので、恐らく県教委と相談ということになると思うのです。これは早急に、特に年度も変わりますし、解決していただくように要望していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

副議長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 今回の教職員の今年度の配置のことについて、もっと分かりやすく改めて御答弁させていただこうと思うのですが、令和3年4月時点の教職員のうち教諭等の配置につきましては、先ほど答弁をいたしました標準法に基づいた基礎定数として算出された小学校、中学校、義務教育学校を合わせた教員数、それは103

名ということであって、その103名に対して配置された教員数は103名ということで、不足はない配置状況でございました。また、そうした配置に加えまして、教育効果を上げるための加配定数として配置された教員、それが17名であったということでございます。年度当初はそうした不足のない配置状況でございましたが、基礎定数として配置された103名の教員のうち2名が長期の休暇等を取得したということで、加配定数として配置された17名のうちの2名をその補充として配置転換をして対応したということでございます。

こうしたことから、冒頭の教育長の答弁にもございましたように、通常の教育活動には支障は生じてはないが、当初想定していた加配措置による効果、そういったものが十分発揮できていないような状況にあるということが今年度の教員の配置の状況の詳しいところでございます。

そうしたことを踏まえまして、広島県教育委員会との連携ということでございますが、最近、教員の不足についてということがメディアからも報道されました。教員の不足についてということで、全般的を通して御答弁させていただきますと、本市に限らず教員の不足については全国的な課題として生じている状況にあるということで、その理由については産休、育休取得者の増とか病休取得者の増、特別支援学級の増などがございます。

また、これまで教員採用試験を受けたものの採用に至らなかった教員志望者らを臨時的任用職員として採用して不足分を補充しておりましたが、志望者の減少によってそうした臨時採用できる教員も減少しており、補充するための教員確保も非常に困難な状況にあるという現実がございます。

こうしたことから、常日頃から広島県教育委員会のほうとは連携を図りながら、臨時的任用職員の登録者の情報提供、そういったものを求めるとともに、臨時的任用職員の確保に関しまして弾力的な任用ができるよう協議を継続的に行うなど、人材確保に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 3番今田佳男議員。

3番（今田佳男君） いろいろあると思うのですけれども、何とか足りるようにやってもらいたいと、これは本音なので頑張って、現場は大変ですから。加配の方がおられてそれを補充するといっても1人でも抜けると大変だと思うのです。だから、そのところは分かっていたら一生懸命対応していただきたいという思いでありますので、よろしくお

願います。

あと、最後に民間活用についていろいろ質問させていただきまして、ぜひ推進してほしいと。今、ICTの支援員の方もおられて、真面目な方で一生懸命やっただいているのは分かるのですけれども、どんどんどんどん複雑になっていって、恐らく僕は1人ではきついのではないかなといつも思っているのですけれども、何かの形で民間を活用することでそういった方の援助、それから教職員の援助、当然それをするによって、一番メリットを受けるのは子供たちなので、そのところは含んでやっていただきたいと思います。

最近、市内へ廃校利用で進出した企業それからサテライトオフィスで進出した企業等もあります。こういったところともっと連携を深めて、民間と連携して、民間を活用するところをぜひ進めてもらいたいと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

副議長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 民間企業との連携という御質問でございますが、これまでも本市においては、ICT活用教育を推進する中で、企業でございますとかNPO法人、そういったところから講師を招聘して研修を行うなど民間事業者が持つ専門性の活用、そういったものを図ってまいりました。ただ、今年度からGIGAスクール構想の本格的な推進が始まりまして、よりそういった民間事業者が持つ専門性の活用については必要な状況にあるのではないかと、そのように認識しているところでございます。

こうしたことから、市内に拠点を置いている先ほど御紹介いただいたような企業がございますので、そういった企業としっかり積極的に連携して、協力をいただけるように取り組んでまいりたいと、そのように考えております。具体的な方法につきましては、冒頭の教育長の答弁にもございましたように、多様な方法が考えられますので、学校の実態、ニーズ、そういったものを踏まえながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

副議長（山元経穂君） 3番今田佳男議員。

3番（今田佳男君） 今回はこういうふうな質問をさせていただいて、3時間くらいゲームをするというふうなところから始まって、保護者に話を聞くとうちも困っているのよというふうな話が出て、デジタル依存ということで聞いていますからゲームに限定したことはならないのですけれども、私は苦い思い出がありまして、子供が小学生のときに、朝6

時頃起きると、もう子供が起きて、当時テレビゲームですけど、テレビゲームをやっていたのです。ということは、6時に起きてやっていたということは何時から起きてやっていたのかと。頭にきて、根が短気なものですから中に入っているCDを出せと、出させて目の前でバリッとやってしまっ、そのときの子供の情けない悲しそうな顔を今でも覚えているのです。だから、こういうことは今の御家庭でもどこかにあるのかなど思ったりして、このままではいけない、何とかならないかと、こういう質問をさせていただきました。

最後に、教育長に、子供たちをデジタル依存にしないということについては、どのようなことが大切で、今次長もかなり答弁していただきましたけれども、今後いろいろ相談とかやっていただくということがあればお答え願いたいと思います。

副議長（山元経穂君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 教育次長のほうで触れていただいたので、ちょっと私の実態のほうを言わせていただきますと、次長が説明しましたように、学校へ配当される定数というのは基礎定数といって、これは児童生徒数に応じて配当されるものがある。加配定数というのは、これは校長がくださいって言って簡単にもらえるものではなくて、学校が実績を出しているようなところにぜひこの上に定数を渡すので、しっかり研究して発信してほしいという、こういう定数でございまして、この基礎定数というのが欠けますと担任がいのような状況で、学校教育が立ち行かない状況になる。加配定数というのは、全員そろっていればそれに応じて研究とかさらに手厚い教育ができるわけですが、仮になくても学校運営はできる。その加配定数のほうが今2名欠けているという状況で、議員御指摘のとおり、今県教委と連携しながら取り組んでいるわけですけども、全国的にこの教員の不足というのはマスコミ等も取り上げてくれていますが、非常に厳しいものがありまして、この2名についても今ハローワークのほうにも出しておりますし、大学との連携も教育委員会としてやっていたり、あるいは退職された方にお声がけされながらもう一回ちょっとやってもらえませんかというようなこともしつつ、何とか確保していつているのですが、私がこの担当を県でしておった25年ぐらい前は非常に潤沢な候補者を持っていまして、この学校にはこの人が適しているなというように渡せていたのですが、今は県教委からは全く紹介もないような状況、そういう中で担当者が夜あるいは休日も返上して電話戦術でどこかに候補者がいないだろうかというようなことで、苦労しているような実態がどこでもあるのですけども、それにかまけて何もしないというのではなくて、しっかり把握するよう

にしていきたいと思います。

さて、スマートフォン、テレビゲームに関することですが、今日取り上げていただいた部分で言いますと、全国学力・学習状況調査の質問紙調査というのがありますが、その中で様々な質問をしている中で、竹原の子供たちは非常によく頑張っていて、例えば地域行事に参加しているとか夢を持っているとかあるいは地域の課題を解決したいと思っているとかというのは、県とか全国の平均を超えた非常に高いものを、志を持っています。そういう中で、どうしても気になりましたのが、今日御指摘をいただいた1日3時間以上、家でテレビゲームをしている、これは学校へ行く日です、月曜から金曜の間3時間以上のテレビゲームなんかをしているのが、小学校、中学校でも40%近くで、それは県や国を超えている、県や国よりも悪い状況という、これに関連して、小学校、中学校とも約3割の子供が我が家のルールを守っていないという、こういうことがありましたので、ちょうどタネットに出演させていただくときが冬休みの前でございましたから、そういったことの説明をさせていただきながら年末年始に御家族で顔を合わせられる機会に家族で考えていただきたいという、こういう意味でお願いをしたところでございます。

広島県には、携帯電話の問題から子どもを守ろう運動というのが平成20年に設立されて、構成団体は我々市町教育長会、小・中高等学校長会、小中高のPTA連合会、これが構成団体としてございまして、平成21年には最初保護者宛の啓発資料ということで、保護者は子供の携帯電話に責任を持ちましょうと、使うのならスマホルール、携帯ルールをつくりましょうと。学校のほうは、携帯電話の持込みをやめましょうと、あるいは情報モラル教育を徹底しましょうと、こういうことが徹底されて平成26年には今度は9時以降はスマートフォンをかけるようなことを止めよう、こういうことを申し合わせて取り組んできていまして、これは現在も続いていまして、今の段階では、学校では発達段階に応じた情報リテラシー、情報モラル教育をしよう、学校ではスマホ問題について、議員御指摘のように主体的に考える機会を与えよう。そして、家庭の役割と責任ということであれば、我が家のスマホルールを作成し、スマホの使用について責任を持たせよう、あるいは子供のスマホ等の使用及び管理については保護者が責任を持とう。こういうことを構成団体で確認しながらやってきているところであります。

これらが、今日私あるいは教育次長が答弁をさせていただきました取組のベースになっているわけですが、このことを提案はしているわけですが、それぞれの主体

がそこをきちっと実行していくということが重要であるわけで、特に今は学校と家庭との役割、責任の分担というのを明確にしながら取り組んでいるわけですが、それは責任を押しつけるのではなくて、協力しながらこの問題を解決しようという取組でございます。

こういった中、本日の御質問につきましては、市内の学校や家庭のそれぞれの取組であるとか役割とか責任が本当に適切にとられているのかという、そういう課題をまさに炯眼に御指摘いただいたものというふうに私は認識をしております。

したがって、この機会に私のほうからももう一度、学校やP T Aに対して、今御紹介いたしました教育長会、校長会、P T Aで確認してきたこの携帯電話等に係る啓発活動について再度徹底されるように要請をしまいたい、このように思っております。

そして、最後でございますが、子供たちがスマホの問題について主体的に考える機会を与えようというところが極めて重要でございます、これだけスピードが速い時代で変化していて、個別具体の課題も次から次へやってくる、それを大人が規制をして、その規制にはめて何とかしようというのではもう追いつかないのは明らかであります。ですから、先ほどの吉名学園でしたか、御紹介がありました、子供たちが自分たちの課題意識を持って、自分たちに問いかけて主体的に取り組んでいく、そういう力こそ身につけていけるようなことを、これも保護者と学校がしっかり共有しながら一緒になって取り組んでいく、こういうことが肝要であると思っておりますので、新学期を迎える時期でございますから、P T A総会等々ありますので、そういう機会を利用してお互いに呼びかけていけるようなそういった要請をして取り組んでまいりたい、こういうふうに思っておりますので、引き続きそういったことを学校と家庭で頑張っていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（山元経穂君） 3番今田佳男議員。

3番（今田佳男君） 連携でコミュニティ・スクールということもありますし、地域と連携ということで、みんなで取り組まないといけないこともあると、個々の責任はあるけどもやっぱりみんなで考えようということもあると思っておりますので、今の教育長の御答弁でありましたようにいろんなところで啓発活動とか、それからさっきの子供のほうから自発的にという事例もありましたので、ぜひ積極的にいろんなことに取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

次に、空き家の活用についてであります、相談窓口の一本化ということで、これはず

っと何年も何回もいろんな場面で言い続けてきまして、今回空き家バンクのほうが都市整備課へ集約ということで、ある程度言い続けてきたことが実現するのだなというふうな気がしております。

それで、空き家バンクの制度要綱についてですけど、私はホームページとかネットで竹原市を探したんですけど、出てこなくて、こういう問いかけをさせていただきました。

他市の自治体の事例で、実際に空き家になっている物件だけでなく、今からもうすぐ空き家になりそうな物件も登録してというふうな事例があったので、竹原はどうかなということでも聞かせていただきました。

さっき申し上げたように、竹原市の制度要綱が見つからなかったと。制度要綱はありますよという御答弁なんですけど、これは公開されることがあるのか。それから、制度要綱の中では近く居住をしなくなる予定の建物もということなのですが、今までの空き家バンクの運用の中でそういった事例があるか、この2点についてお答えください。

副議長（山元経穂君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

まず、空き家バンクに関する要綱ということで、議員おっしゃるようにホームページ等には掲載しておりません。内部の要綱ということの整理でございますので、他市の事例もでございますので、今お話があったことは踏まえて対応してまいりたいと思っております。

その要綱の中でもこの空き家の定義につきましてちょっと申し上げますと、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない、この中には近く居住しなくなる予定のものを含むと、そういった市内に存在する建物をいっております。御答弁の中で申しておりますように、この近く居住しなくなる予定の建物ということでございまして、こちらの建物に係る相談等につきまして、これまで数件事例がございました。その事例につきましては、賃貸借中の建物につきまして、住まわれている方、居住者が退去することから、退去前に所有者の方から相談がありまして、退去後に登録されて成約いただいたものもございません。

また、居住者が高齢となりまして、将来居住する建物が空き家になる見込みであることから、財産の整理に向けた相談がございました。しかしながら、この建物につきましては、空き家となり入居できる時期がなかなか確定できないと、こうしたことから登録には至っていない、こういった事案もございました。

こういったこともございまして、引き続き空き家となることを予防する観点も踏まえま

して、空き家バンク制度の活用につきまして周知を図りまして、空き家の有効活用、こちらの促進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 3番今田佳男議員。

3番（今田佳男君） 後で聞きました高齢者独居率19.何%、お一人でお住まいの方、近いうちに空き家になる可能性が高い御家庭ではないかという思いがあります。今伺ったのは、こういう制度を設けている自治体へ電話して聞きましたら、成約があったと。事例としては、今現在住んでいるおうち、どういったおうちか分かりませんが、おうちを空き家バンクへ登録したと、実際に売買が成立したら私は出ていきますというふうなことがあって、実際成約した事例がありましたというようなことも聞いております。

今回こういう質問させていただいて、空き家バンクの登録が、現に空き家になっている建物だけでなく、今から空き家になる可能性がある物件についても空き家バンクで相談させていただけるということだと思うので、そこは今回確認できてよかったと思っております。

それから、今申しました高齢者独居率19%、御答弁には何らかの対策を講じなければ空き家は一層増加することが見込まれるという御答弁なのですけれども、要するに何かしないと、このまま普通に放置ということではないのですけれども、空き家はこのままだと増加すると。今でも町なかとか歩きますと空き家が結構あるのですけれども、増加するという御認識は持っておられるということによろしいでしょうか。

副議長（山元経穂君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 空き家の増加の状況に関する御質問に対してお答えいたします。

市長答弁に先ほどございましたけども、人口減少ですとか高齢化等の進展に伴いまして、何ら対策を講じなければ空き家はより一層増加することが見込まれるということでございます。

本市におけます空き家対策につきましては、平成29年度に空き家対策計画、こちらのほうを策定して、これ以降、講演会の実施ですとか空き家対策協議会の設立、法に基づく特定空家への取組、さらには新たな支援制度の創設といったようなこと、空き家対策を計画的に推進しているところでございます。

この中で、支援制度につきましては、空き家対策総合支援事業ということで令和2年度

から予算措置をしております、市外からの移住者の方への改修支援ですとか、老朽化が著しい空き家の除却支援、こういったものを対処しております、着実に実績を積み重ねてきているところでございます。今回の新年度予算案にも引き続き計上しているというところで取り組んでおります。

先ほどもありましたけども、来年度からは空き家バンク制度、こちらのほうを都市整備課のほうに集約するというので、相談者の方の利便性の向上を図るということにしておりますので、こういった様々な方法によりまして空き家等の発生を抑制する取組、これを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 3番今田佳男議員。

3番（今田佳男君） 予防がかなり私は大事だと思うので、いろんなことをやっておられるのは知っておりますし、いろんな細かい積み上げて何とかやっついこうというふうな予算にもなっているのではないかなと、特に去年ぐらいからそういう予算になっているのではないかなという事は感じております。

それで、市長の所信表明を取り上げさせていただいて、移住・定住に向けて、移住に至らなかったケースが多くあるという、これはちょっと残念な記述だと思うのですが、こういう記述がある。空き家の所在や老朽化の度合いなどを調査、把握し、物件の掘り起こしを行う、その前になかなか空き家の状況が把握できていないというような御答弁もあるのですが、今後掘り起こし等を行うということが御答弁にあるのですが、どのようにして進められる、こういうふうに具体的にどこまでというのは分からないかも分かりませんが、今後どのようにされようとしているのか、お答え願います。

副議長（山元経穂君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

空き家の所在や老朽化等の把握とか、物件の掘り起こしということの御質問でございました。

まず、考えておりますのは、空き家の所在や老朽化などの現況把握、こちらにつきましては竹原市の立地適正化計画に基づきます居住誘導区域でかつ移住を希望される方のニーズが高い地域、例えば町並み保存地区や忠海などの瀬戸内海沿岸を含む区域を対象といたしまして、住宅に関する知識を有する専門の業者さんに現地調査を行うと、このように考えております。

その次に、この調査結果によりまして現況を把握いたしました空き家の所有者の方に対しまして、住宅の管理実態や活用の意向につきまして確認をいたしますアンケート調査を実施いたします。そのことによりまして、利活用可能な物件の情報を整理、収集いたしたいと考えております。

これらの調査の結果を踏まえまして、利活用が可能でかつ移住を希望される方のニーズが高いと見込まれる物件の所有者に対しまして空き家バンクへの登録を重点的に働きかけを行いまして、潜在している物件の掘り起こしを行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 3番今田佳男議員。

3番（今田佳男君） 移住で言いますと町並み保存地区の中の空き家へ竹細工の2人女性が移住して入りましたけれども、これは以前にも申し上げたことがあるのですが、仏壇が残っている、仏壇が残っていてもいいですよと、月に1回ぐらい私は仏壇を拝みに来ると、それでもいいですか、それでもいいですよというふうな形で成約して、今2人が同居して使わせていただいているという。だから、ちょっと感覚が違うので、大きな仏壇とか荷物とかが問題になって空き家の活用が進まないという事例もあるのですけれども、こういった事例もあるということは少し含んでいただいたら、いろんなパターンが出てくると思いますので、お願いしたいと思います。

それで、最後に市長に、今空き家について、それから特に移住・定住のことまで触れて空き家の活用ということで伺いました。最後に、こういったことについて市長の思いがあれば伺って質問を終わりたいと思います。

副議長（山元経穂君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 空き家対策に関しまして、様々な御質問いただき、また御提言をいただいたわけですが、空き家対策というのは大きく住宅の良好な保全をするためにどう管理をしていくのか、またその実態をどう把握していくのかというのが一つありますし、全国的にいう住宅ストックとそれから人口減少、少子高齢化に伴うキャパオーバー的な実態にある中、都市部と地方部でやはり空き家の率また戸数というものは大きく差が出てきているというのは、これはもう今日の日本の大きな課題というふうに認識をしてございます。

1点目の実態把握等につきましては、今年度から来年度にかけまして竹原市の空き家等

の対策計画の第2期計画に取り組んでおります。それに加えて、先ほど総務企画部長が説明しました、調査をした上で、現状とそれから今後の取組、方向性についてしっかりと整理をしていきたいというふうにも認識をしております。

一方で、どのように活用していくのかということに関しては、御紹介ありましたように個々具体的に様々なケースがございまして、あくまでもこれは個人の物件でありますので、うまくマッチングするかどうかというのは一律にはいかない問題だというふうに認識をしております。今、コロナ禍はもう2年経過してまいりまして、都市部に生活される方が地方に目を向けるというのは引き続き根強いものがあるというふうに認識してございます。地方としては、この期に一つの空き家対策への移住誘導というものを大きな武器として、竹原市をしっかりとプロモーション、PRする中で、条件整備に向けた取組を進め、一人でも竹原市のパートナーになっていただけるような取組を鋭意来年度以降も取り組んでまいりたいというふうに認識をしております。引き続き御協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

副議長（山元経穂君） 以上をもって3番今田佳男議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時20分まで休憩します。

午後2時03分 休憩

午後2時18分 再開

〔議長交代〕

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、竹橋和彦議員の登壇を許します。

4番（竹橋和彦君） ただいま議長より発言許可をいただきましたので、発言通告書に基づき一般質問をさせていただきます。志政会、竹橋和彦です。

集落支援員の活用について、財政健全化に向けた取組について、2点御質問させていただきます。よろしくお願ひします。

集落支援員の活用について。

令和3年第1回定例会一般質問において、自治会活動の再構築についての標題で、集落支援員の活用について質問させていただきましたが、改めて質問させていただきます。

平成20年8月の総務省通知、過疎地域等における集落対策の推進については、集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、市町村がこれに十分な目配りをした上で実

施していく方策として、集落支援員の制度が定められています。

集落支援員像は、その地域の実情に詳しく、集落対策の推進についてのノウハウ、知見を有した人材が市から委嘱を受け、市職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を行います。

活動内容は、集落の点検の実施、住民と住民、住民と市町村との間で話し合いを促進するなど、市町村職員や集落住民と共に集落対策を推進します。

総務省は、事業に要する経費は、集落支援員の設置、集落の点検及び話し合いに要する経費、活動費、報償費が翌年度に地方自治体に対して特別交付税として財政措置される仕組みになっています。集落支援員1人当たりの上限、専任430万円、兼任40万円です。

令和2年度の全国で専任の集落支援員設置人数1,746人、自治会長など兼任集落支援員設置人数3,078人です。広島県では5市3町が設置されており、専任で64名が活躍されています。

本市における10年後の地域の目指すべき姿は、第6次竹原市総合計画の中で、多くの人々が地域の魅力づくり、課題解決に関わり、住みよいまちづくりが進められていると掲げられています。

地域の自治会、集落は、居住の拠点であるとともに日々の生産活動や交流の場であり、お互いに生活全般を支え、自然環境や文化の継承を維持し、美観保護等の公益的な役割を果たしてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化がますます進展する中で、社会構造の変化などにより集落の過疎化、生活扶助の低下、空き家や一人暮らしの増加、耕作放棄地やリーダー不足等の諸課題を抱え、集落機能は弱体化がますます懸念されると考えます。

第6次竹原市総合計画において、2028年の人口推計を2万1,000人とされています。現在、地域で活躍されている方々は、70歳前後の人たちです。2028年には彼ら、彼女たちは80歳を超える人たちであり、自治会、集落の維持が困難になる前の段階から課題の把握や解決を図っていくべきだと考えます。そのためには、集落支援員を活用され、市職員と連携し、地域の実情の把握を行い、将来の時代の変化に対応でき得る集落の在り方について話し合いを促進し、必要と認められる施策を積極的に実施していくことが重要であると考えます。

市長は、第6次竹原市総合計画の挨拶で、市民と行政が本市の目指すべきまちの姿を共有し、それぞれ自身の役割と責任を担いながら、地域課題を一緒に解決することにより、

誰もが住みやすさを実感し、誇らしいと思える元気な竹原市の実現に向けたまちづくりをしましょうと挨拶されています。

この財政的にも有利な制度を活用され、新たな視点から地域を見つめ直し、地域の活動や暮らしの支えとなる仕組みづくりを支援することが重要であることから、行政と地域の住民が協働し、元気な竹原市の実現に向けて推進していただきたいと存じますが、市長の御所見を伺います。

2、財政健全化に向けた取組について。

日本国憲法第30条、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と憲法上に明文化されています。

市は住民福祉の向上を図るため公共事業を提供しており、その財源は法令等に基づき住民が負担しています。この点において、市は公共サービスを受取る住民に対して公金の債権を有しています。

また、公金の債権の中には、一定の緩和措置、納税の猶予、免除、履行の延期の特約等法令上規定されているものがあり、回収の権利行使に際して福祉的な観点から配慮が必要な場合もあると考えます。

適切な公共サービスを提供する上においては、財源確保は必要であり、市債権の回収が滞ることは、適切な公共サービスを提供する上において支障を来すだけでなく、適切に納付している住民に対して公平性を欠き、財政の圧迫の要因にもなると考えます。

金銭給付を目的とする本市が保有する権利、地方自治法第240条——以下、市債権といいます——は、市税、国民健康保険税のほか、住宅の使用料や貸付金の償還金など、多岐にわたります。これらの債権を適正に管理することは、市民負担の公平性の確保と円滑な財政運営に直結すると考えます。

本市においては、竹原市財政健全化計画、2019年度から2023年度、平成31年1月に策定されています。また、竹原市行財政経営改革方針アクションプラン、令和元年5月に策定されていますが、その中で、収入未済額の縮減、歳入確保の取組内容として、市民負担の公平性、行政の信頼確保、財政基盤の強化の観点から市税収入の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減に取り組みますと記されています。

市の債権には、公債権、地方自治法第231条の3第1項、公法上に基づく債権と私債権、地方自治法施行令第171条、私法上に基づく債権があります。

公債権には、強制徴収債権、地方自治法第231条の3第3項、滞納処分できる債権と

非強制徴収債権、地方自治法施行令第171条の2、滞納処分ができない2種類の債権があります。

強制徴収債権には、自力執行権や質問調査権があり、強制執行もでき、非強制徴収債権と私債権は、民事裁判での強制執行しかできません。

本市の竹原市行財政経営改革方針アクションプランにおいて、名寄せ台帳を作成し、収納率の向上及び滞納繰越額縮減に向けた取組に活用するとされており、私債権においても同様の取扱いができるよう債権管理条例を策定し、統一的な処理基準を定め、情報の共有を図ることが必要だと考えますが、御認識をお伺いします。

令和2年度竹原市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の中で、一般会計における収入未済額のある収納状況において、住宅使用料の収納率は、平成30年度71.7%、令和元年度70.2%、令和2年度66.5%であり、収入未済額も前年度に比して411万6,010円増加しています。債権の要諦である回収するものは回収し、落とすべきものは落とすに倣い、私債権は消滅時効に係る時効期間が長いことから債権放棄を条例化することにより、円滑な滞納債権処理と滞納繰越額の圧縮が図られると考えますが、御認識をお伺いします。

竹原市財政健全化計画において、滞納者に則した対応と記されていますが、質問調査権で生活状況や財産調査を実施する中で、滞納している市民の状態を総合的に把握し、生活困窮者の発見と生活再建支援に向けた支援につなげる配慮も必要かと考えます。また、滞納は生活支援のシグナルだと捉え、横断的に関係部署につなげる配慮も必要だと考えますが、御認識を伺います。

滞納補填はいずれも税財源であり、市民生活を支える財源でもあるが、市民生活を壊してまで回収しない配慮も必要です。私債権等は徴収停止が地方自治法施行令に規定がないため長期にわたる不良債権、徴収不能を整理する上において、生活困窮者への対応を明確化する条例の規定を設けることで、生活困窮者を理由に徴収停止できる必要性があると考えますが、御認識を伺います。

債権管理条例を策定されている他市に倣い、本市の実情に即した債権管理条例を策定していただき、統一的な処理基準を定められ、債権管理の一層の適正化や各所管部署が持つ徴収事務の効率化を図ることをもって、歳入確保に取り組み、持続可能な行財政運営を推進することが必要であると考えますが、御所見を伺います。

以上で壇上の質問といたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 竹橋議員の質問にお答えいたします。

1点目の集落支援員の活用についての御質問でございます。

自治会は、地域住民の自主的な総意に基づき、快適で住みよい地域を築いていくことを大きな目的として任意に組織されたもので、地域住民の親睦と連帯の場として、また地域課題の発見と解決の場として、その存在意義を持っており、行政主導の自治から住民主導の住民自治へ変革することにより、地域住民の総意による地域づくりの推進が図られ、自治会と行政とが対等な関係の下に、それぞれの独自性を尊重しながら役割を分担、補完し、協力しながら活動することにより、まちづくりが推進されるものと考えております。

近年、社会経済情勢が大きく変化する中で、住民の生活様式や価値観は多様化し、地域コミュニティの低下が懸念されており、このような地域の課題解決については、自治会の主体的な活動を基本としながらも、地域の多様な団体により構成された住民自治組織により課題に対応することが有効であると考えております。

その住民自治組織の立ち上げに対して、市として平成17年10月に協働のまちづくり推進プランを策定し、活動拠点づくり、人材の育成、啓発、情報の共有、財政支援を行い、平成17年から平成28年までに市内17地区全てで組織が設立され、現在では15団体が活動を行っておられます。

この住民自治組織は、自治会をはじめ各地域の社会福祉協議会、消防団、女性会、地域交流センター等で構成されており、それぞれの得意分野や活動を生かして、地域の課題は地域で考え解決する取組により地域づくりが進められております。

今後におきましては、こうした住民自治組織において、将来における地域づくりの一つの手段として、集落支援員の活用を含めた地域組織の在り方を調査研究してまいります。

次に、2点目の財政健全化に向けた取組についての御質問でございます。

本市においては、竹原市債権確保対策委員会を設置し、市民負担の公平と自主財源の確保を目的に、税をはじめ各種収入金の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減に向けた取組を、総合的かつ効果的に推進しているところであります。

公債権の滞納整理については、個々の事情に配慮しながら取り組んでおり、納付能力の有無を早期に見極め、悪質な滞納者に対しては換価の容易な債権を中心に積極的に滞納処分を執行する一方、滞納理由が経済的な困窮であること等を把握した場合については、自

立相談支援機関につなげるなど、強制徴収と救済制度の両面から滞納整理を進めております。

私債権につきましては、消滅時効において債務者による時効の援用を要することや、債権放棄に議会の議決を要することなどの理由から、機動的な対応が難しく、効率的な管理手続の検討が課題となっております。

御質問の債権管理条例の基本的な考え方は、納付資力を的確に見極め、資力があるにもかかわらず納付しない滞納者に対しては法令及び条例に基づき厳格に対処することを基本姿勢とすること、債権管理に必要な管理台帳を整備することを定め、他の債権が保有する個人情報厳格な要件の下利用できること、非強制徴収公債権及び私債権について、債権管理を続けても事実上回収できる見込みがないものについては限定的に放棄できる規定を設け、債権の整理を進めることによって、回収可能な債権に注力できることなど、御指摘のとおり統一的な処理基準を定め、情報の共有化を図ることができ、公債権と同様に、納付能力の有無を見極め、悪質な滞納者に対して厳格に対処できると考えております。

また、円滑な滞納債権処理を行うことで、徴収事務の効率化と滞納繰越額の圧縮を図ることや、生活困窮者に対して横断的に関係部署へつなげる配慮や徴収停止を行えるものと考えております。

この債権管理条例の制定につきましては、多岐にわたる債権の状況等の把握や回収業務のノウハウの共有などの課題整理が必要であります。債権管理の一層の適正化を図る観点から他市町の事例等を参考に検討をまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 4番竹橋和彦議員。

4番（竹橋和彦君） それでは、再質問させていただきます。

債権管理の一層の適正化を図る観点から他市町の事例等を参考に検討してまいりますとの答弁であります。全国の自治体における債権管理条例の制定状況はどうか。

次に、広島県内14市における制定状況を申し上げます。

全国的には、平成10年代から条例が策定されるようになり、債権管理条例のタイプは自治体の実情に応じ様々であるが、債権の管理や放棄等の条例が制定されるようになり、平成20年代に入り全国の多くの自治体で制定されるようになり、今では3分の1の自治体で制定に至っています。

また、最近において制定する自治体も多く、令和3年1月28日現在で、平成31年、

令和元年36件の市区町村、令和2年で21件の市町が策定されています。

広島県内においては、財政健全化型タイプが三原市、庄原市、三次市及び廿日市市の4市で制定されています。非強制徴収債権及び私債権タイプは、福山市、広島市、東広島市及び府中市の4市で制定されています。私債権タイプが、呉市、安芸高田市です。加えて債権管理施行規則のみが広島市、江田島市の2市で、未策定は条例の制定という意味において本市を含めて4市という状況です。

この策定状況を踏まえ、本市のお考えをお聞きします。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） それでは、財政健全化に向けた取組について御答弁申し上げます。

冒頭、市長答弁にもございましたけれども、私債権の管理につきましては、現在のやり方でありますと、消滅時効におきまして債務者による時効の援用を要することや債権放棄に議会の議決を要することなど解決しなければならない管理手続の検討が課題と考えております。

御提言の債権管理条例は、法令や条例に基づく厳格な対処や台帳整備による各債権間の連携、回収できる見込みのないものについては放棄できる規定を設けるなど、統一的な処理基準を定め、情報の共有化を図ることができ、公債権と同様に納付能力の有無を見極め、悪質な滞納者に対して厳格に対処できると考えておりますが、条例の制定につきましては調査研究を行っており、現時点において策定にまで至っていないというのが現状でございます。

今後におきましても、他市町の事例等を参考にして調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 4番竹橋和彦議員。

4番（竹橋和彦君） 他市の条例において、いずれも台帳整備及び債権放棄に関する旨が規定されています。

地方自治法第96条第1項第10号において、債権放棄は議会の議決事項のため条例で規定することにより議会の議決を不要とする必要性が生じていると考えますが、本市において他市町の事例を調査研究され、スピード感を持った対応を要望しておきます。

それでは、次に移ります。

今回の一般質問は、人口減少や少子高齢化など様々な課題に対応して、地域を活性化さ

せ、竹原市を元気にできるのか。また、移住や定住や産業振興を図れるのか、その手段として集落支援員の活用を検討されるのか、質問させていただきましたが、少し違った答弁となっていますので、再度他市の事例3例を紹介させていただきます。

1例目は、山口県周防大島町において任期のある地域おこし協力隊の卒業後から、集落支援制度は任期のないことから長い目線で活動できることから集落支援員に活用され、様々な動画等のプロモーション活動を実施されている事例です。

活動内容は、地域活性化計画、夢プランに基づく3本柱を中心にして、新しい人の流れをつくる関係人口の拡大、移住者の希望をかなえる移住・定住の促進、安全・安心な島暮らしの実現、持続可能な地域の実現を目指して、写真や動画等で様々なアプローチを展開されています。

2例目に、長野県伊那市においては、住民が主体となった田舎暮らしモデル、地域事業の推進や市内集落の空き家を活用した移住・定住の推進により、年間20件から30件の移住を実現しているという、とても興味を引かれる事例であります。

活動内容としては、田舎暮らしを促進するための集落状況のリサーチと課題解決、移住・定住に向けた相談、支援活動、空き家バンク制度の推進、地域協力隊への助言、活動支援を行っています。

3例目に、岩手県住田町においては、5地区に集落支援員と地域おこし協力隊をそれぞれペアで配置し、地域おこし協力隊と連携して地域の課題解決、産業の創出、活性化に取り組んでいる事例です。

集落支援員は、コミュニティを守る役割、地域おこし協力隊は新しいビジネスを開く役割、お互いに補完し合うことにより、多様な視点で諸課題を解決できると思っておりますが、竹原市の誰もが住みやすさを実感し、誇らしいと思える元気な竹原市の実現に向けたまちづくりを進めるため、集落支援員の活用を提案しましたが、最後に市長にお考えをお聞きして一般質問を終えたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 集落支援員の御質問につきましては、以前も竹橋議員のほうから御提言をいただいておりますが、実は竹原市の実情からいいますと、私も地域に出向きいろんな話をお伺いする中では、やはり地域の担い手の不足であるとか高齢化、そのような苦境であるとか様々な悩みをお聞きしてきたところでもあります。まさに、いわゆる中山間地域において人口が減少し、高齢化が進んでいるのは竹原市の平均以上のものがございま

して、その実態というものは現状の地域活動を行う上でのそれぞれの構成団体のたてりでありまして、様々5年後、10年後、そして20年後をにらんだときには、変更ないし創意工夫をしていかなければいけないという課題を大きく認識をしております。御提案の集落支援員制度は、一部御紹介もありました地域おこし協力隊または企業人の誘致活動でありますとかアドバイザーの招致というものを含めて、総務省が俗に言う地方の活性化に向けた支援策として打ち出しをされ、財源については御紹介ありましたように特別交付税の活用ができるというふうな制度設計になっているところであります。

竹原市においての中山間地域がどこに該当するかというものは、俗に言う中山間地域の厳密な規定と竹原市における実態というのがなかなかマッチしないところもあるのですが、他市において中山間地域をモデルにした集落支援員や地域おこし協力隊の採用事例をしっかりと把握しながら、情報収集しながら、いかに集落支援員を活用することができるか、またこれは外から招聘するのではなくて地域の中から集落支援員を選定して活動していただくという、それぞれ地域おこし協力隊とは違った側面もあるわけですので、そこら辺は継続して地域の皆様と実情を把握しながら、またいかに活動を行うことができるか等を含めて、いろんな協議をさせていただければというふうにも考えております。

いずれにしても、元気な地域が元気な竹原市を支えるということは間違いのないわけでありまして、地域づくり、地域の自治振興にこの制度をいかに活用できるかについては、部長も答弁申し上げましたけれども、しっかりと検討してまいりたいというふうに認識をさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 以上をもって4番竹橋和彦議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、2月24日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後2時54分 散会